クーリングオフ(契約解除)届出書

出資者は、不動産特定共同事業法第 25 条の書面（契約成立時書面）を受領した日（又は、この書面に記載すべき事項を事業参加者のパソコン・スマートフォン等によってダウンロードした日）から起算して 8 日を経過するまでの間、本事業者に対して本書面を郵送することにより、本契約を解除することができます。この解除は、出資者が本契約の解除を行う旨の書面を発したときに効力が生じます。この解除によって、出資者何らの手続きを要することなく、本事業に係る出資者でなかったものとみなされます。この場合、本事業者は本出資者に対して払込済みの出資金額を返還します。また、本事業者は、この解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはできないものとします。

契約年月日　　20　　年　　月　　日

申込案件名

申込口数

解除口数

販売会社　東京都新宿区西新宿 8 丁目 11-1　日東星野ビル 8 階

株式会社ライブズ　　御中

20　　年　　月　　日

ご住所

ご氏名　　印

生年月日

記載例・注意事項

クーリングオフ(契約解除)届出書

出資者は、不動産特定共同事業法第 25 条の書面（契約成立時書面）を受領した日（又は、この書面に記載すべき事項を事業参加者のパソコン・スマートフォン等によってダウンロードした日）から起算して 8 日を経過するまでの間、本事業者に対して本書面を郵送することにより、本契約を解除することができます。この解除は、出資者が本契約の解除を行う旨の書面を発したときに効力が生じます。この解除によって、出資者何らの手続きを要することなく、本事業に係る出資者でなかったものとみなされます。この場合、本事業者は本出資者に対して払込済みの出資金額を返還します。また、本事業者は、この解除に伴う損害賠償または違約金の支払いを請求することはできないものとします。

契約年月日：　2022 年　10 月　1 日

申込案件名：Lives-FUNDING 第●号案件　練馬区江古田●●●●

申込口数　：50 口

解除口数　：50 口

販売会社　東京都新宿区西新宿 8 丁目 11-1　日東星野ビル 8 階

株式会社ライブズ　　御中

2020 年　10 月 6 日

ご住所　東京都新宿区新宿 1-1-1

ご氏名　新宿　太郎　　印

生年月日　1981 年 1 月 1 日

本申請書を印刷し、記名押印頂いた上で弊社宛へご郵送お願い致します。

メール等での受付はできませんので予めご了承ください